

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社ソフトガーデン 本社事業所、横浜事業所

第4 返金について

(1) 返金額と条件

応募者が入社後、明らかに当該応募者の責（労働契約法第16条および第17条に定める解雇事由が明白に認められる懲戒解雇、諭旨解雇または普通解雇（ただし、整理解雇等会社都合の普通解雇は除く）を指します。）により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であると当社が合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、支払った手数料の内、以下の金額を返還いたします。

なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジションの廃止または変更等に起因する退職は「明らかに当該応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当しないことを確認します。ただし、手数料のうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、当該残高を支払います。

なお、返還請求は、応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月1日以降は、理由の如何を問わず、手数料は返還いたしません。

- 1ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の80%
- 1ヶ月超え3ヶ月以内・・・・・・・・手数料の50%
- 3ヶ月超え6ヶ月以内・・・・・・・・手数料の10%
- 6ヶ月超えた場合・・・・・・・・返金不可

(2) 返金の手続き

返金の請求は、退職が確認された日から10日以内に、求人企業から当事業所に申し出があった場合に受け付けます。返金の際は、求人企業の指定する口座に振り込みを行います。その際の振込手数料は、求人企業の負担とします。返金の例外 次の場合は返金の対象外とします。

求人企業側の都合により採用が取り消された場合

求人企業が当事業所に対し虚偽の情報を提供していた場合

求職者に重大な違法行為や不正があり、当事業所が事前にこれを確認できなかった場合